

# 定住制限型の合法化

## ——韓国における非正規滞在者対策

呉 泰成（大阪経済法科大学  
アジア太平洋研究センター）

キーワード：合法化、集団的合法化、個別的合法化、非正規滞在者、朝鮮族

### はじめに

本稿は、韓国における非正規滞在者の合法化に焦点を当て、そこで見られる特徴を明らかにすることを目的とする。ここでいう合法化とは、近藤に倣って「非正規滞在者に対し退去強制することなく滞在、活動を特別に許可する制度」としてひとまず定義しておく<sup>(1)</sup>。

韓国では外国人労働者の流入が本格化した1990年代からすでに非正規滞在者の存在が問題視されていた。そのため韓国政府は、実態を把握すべく非正規滞在者の合法化を進めてきた。この合法化はほぼ毎年実施されており、外国人政策における重要な取り組みのひとつとなっているが、ほとんど分析されてこなかった。これまで、非正規滞在者をめぐってさまざまな研究が行われてきたが<sup>(2)</sup>、これらの研究は、「不法滞在者」を排除し、管理する必要性からその発生要因を突き止めることを焦点に当てており、合法化については部分的に取り上げているに過

ぎない。唯一、合法化に焦点を当てた李漣珍の研究は、合法化を一般アムネスティと在留特別許可に分けて、両者をそれぞれ労働政策と人権政策に区分して論じ、韓国の合法化を「非正規滞在者の出国を念頭においた一時的出国期限延長にすぎない」と指摘する<sup>(3)</sup>。しかし、なぜそうなったのか、その背景に関しては十分に分析されていない。

先行研究では、韓国の外国人政策は労働政策から統合政策への転換がみられること、外国人の人権や多文化性が重要視されていることが強調されている<sup>(4)</sup>。その政策的傾向は、もっとも法的地位が脆弱な非正規滞在者に対しても同様ののだろうか。合法化の経緯を時系列で分析することで、合法化の傾向と変化を把握することができるのではないかと。それによって、韓国の外国人政策の特徴を浮き彫りにすることができるのではないかと。

以上の問題意識から、本稿では韓国における合法化を三つの形態にわけ、それぞれの合法化の効果と論理を検討することで、合法化の特徴を明らかにする。分析は以下のような手順で行う。まず、本稿で検討する合法化の種類、効果、論理に関して論じる。次に、出入国管理および

(1) 近藤敦『外国人の人権と市民権』2001年、289ページ。「合法化」に類似した概念としてアムネスティ(amnesty)、正規化(regularization)、適法化(legalization)があるが、本稿では「合法化」とする。

(2) 薛東勳『国内不法滞留外国人の適正規模推定』法務部、2005年；チェ・ソリ、イ・チャンウォン、キム・ウンギ、チョン・ヘジン『国際比較を通じた国内外国人不法滞留管理政策改善方案研究』IOM移民政策研究院、2014年；辛義基『在中同胞に対する犯罪と対策』韓国刑事政策研究院、1999年；チャン・ジュンオ『不法外国人労働者の実態と問題点』韓国刑事政策研究院、2002年。

(3) 李漣珍『韓国における非正規滞在者と「合法化」をめぐる現状』近藤敦・塩原良和・鈴木江理子編著『非正規滞在者と在留特別許可』社会評論社、2010年、226ページ

(4) 春木育美『韓国の外国人労働者政策と社会統合政策推進の背景』『韓国の少子高齢化と格差社会』慶応義塾大学出版会、2011年

難民認定法の変遷、非正規滞在者の推移、非正規滞在者の多数を占める朝鮮族について検討する。合法化に関する分析では、(1) 非選別型集団的合法化、(2) 選別型集団的合法化、(3) 個別的合法化の三つに分けて、それぞれを時系列で検討し、そこで見られる特徴を論じる。さらに、法的地位が脆弱であるとされる外国人配偶者の検討を行う。最後に、合法化の効果とその論理の背景を論じる。

## 1. 合法化の類型、効果、論理

合法化 (legalization) は、非正規滞在者に対し退去強制することなく滞在、活動を特別に許可する制度である。しかし、本稿では合法化の特徴をより明確にするために、検討対象を非正規滞在者に限定せずに、滞在そのものは合法であるが、滞在、就労など諸条件が大幅に制限された法的地位の弱い者、すなわち、外国人配偶者の事例も合わせて分析する<sup>(5)</sup>。したがって、本稿では、「非正規滞在者を含め、法的地位が弱い者に対し、退去強制することなく、出国猶予を含む一時・長期滞在を可能にする制度」として合法化を捉える。

合法化は、その対象に対して集団的に行われるか、個別的に行われるかによって三つの類型に区分することができる。すなわち、(1) 非選

別型集団的合法化、(2) 選別型集団的合法化、(3) 個別的合法化である<sup>(6)</sup>。ここでいう選別とは、在留期間、出身地などを限定して合法化する場合を指す。

次に合法化がもたらす在留に関連する効果は、永住許可をもたらすか、一時滞在のみの在留資格をもたらすかである。チェ・ソリらの研究はこの効果に関して四つに区分しているが<sup>(7)</sup>、本稿では以下のように三つに区分する。すなわち、(1) 出国猶予を含む更新不可能な一時滞在の在留資格の付与、(2) 更新可能な一時滞在の在留資格の付与、(3) 長期滞在可能な在留資格の付与である。チェ・ソリらの研究では、永住資格の付与が含まれているが、韓国で永住資格は2002年にはじめて導入されており、ほかの在留資格からの切り替えが最近になって緩和されているものの、依然として切り替えにおいて制約が多いからである<sup>(8)</sup>。

最後に、合法化を促す論理として指摘されるのは、主に (1) 労働市場原理から導かれる合法化、(2) 人道及び人権理論から導かれる合法化である<sup>(9)</sup>。他方で梶田は、欧米諸国の事例から8つの論理を指摘する。すなわち、新法の制定、支援団体とロビイング活動、インフォーマル経済との関連、人道という契機、家族・出生地主義との関連、植民地経験の影響、アムネステイの機能的等価物、人口圧力の弱さである<sup>(10)</sup>。

- 
- (5) 合法滞在でありながら、法的地位が脆弱な者を合法化の枠組みで分析する点では、久保山の分析を参考している(久保山亮「5つの滞在正規化レジーム」近藤敦・塩原良和・鈴木江理子編著『非正規滞在者と在留特別許可』社会評論社、2010年、256ページ)。
- (6) 近藤は、この合法化を大規模に行われる「一般アムネステイ」、小規模かつ個別的に行われる「在留特別許可」、そして両者の折衷的な「特別アムネステイ」に区分する。しかし、個別的に行われる合法化を「在留特別許可」にしてしまうと、入管法にもとづいて行われることに限定されてしまうという問題があるので、異なる概念を使っている。ちなみに、特別アムネステイとは、申請期間を定めて一斉に行う点ではアムネステイの要素を持ち、人道上の理由を特別に考慮する点では在留特別許可の要素を持つ。特定の国との間だけで認める政治的要因が背後にあるタイプもあり、「選択的アムネステイ」と区分することも可能である(近藤敦「一般アムネステイ・在留特別許可・特別アムネステイ」近藤敦・塩原良和・鈴木江理子編著『非正規滞在者と在留特別許可』社会評論社、2010年、167-168ページ)。
- (7) その4つのカテゴリーは、(1) 一時滞在、(2) 更新可能な一時滞在、(3) 永住資格を付与される可能性がある一時滞在、(4) 永住資格である(前掲書、『国際比較を通じた国内外国人不法滞留管理政策改善方案研究』35ページ)。
- (8) 呉泰成「在外同胞主導の外国人政策」『アジア太平洋レビュー』13、2016年
- (9) 前掲論文「一般アムネステイ・在留特別許可・特別アムネステイ」167ページ; Kraler, Albert, *Regularisation: A misguided option or part and parcel of a comprehensive policy response to irregular migration?* IMISCOE Working Paper No. 24. ICMPD. Austria. 2009, p.16
- (10) 梶田孝道「アムネステイの類型化に向けて」駒井洋・渡戸一郎・山脇啓造『超過滞在外国人と在留特別許可』明石書店、2000年

本稿では、梶田の区分のなかで特定の国家で見られる論理を省き、六つに簡略化した。すなわち、(1) 新しい法律の制定、(2) 支援団体とロビイング活動、(3) 人口圧力を含む労働市場、(4) 人権・人道、(5) 家族・出生地主義、(6) 植民地経験によるディアスポラの存在であり、それぞれの影響を検討していく。

## 2. 出入国管理法と非正規滞在者

### 2-1. 出入国管理法の変遷

韓国の出入国管理法は1963年3月に制定・施行された<sup>(11)</sup>。その後1992年12月3日に難民条約と議定書に加入したことで、1993年12月に改正され、出入国管理及び難民認定法になったが、2013年7月から「難民法」として出入国管理法から独立した法律となっている<sup>(12)</sup>。

1963年の制定以降の出入国管理法における在留資格関連の注目すべき変化として、次の3つを指摘できる。第一に、1993年3月30日の入管法施行令の改正によって、在留資格が既存の18から29に拡大されたこと、第二に「在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律」(在外同胞法)の制定によって、1999年11月27日に入管法施行令が改正され、「在外同胞」(F-4)資格が新設されたこと、第三に2002年4月18日の入管法施行令の改正によってはじめて「永住」(F-5)資格が新設されたことである。ここからは、韓国とエスニックなつながりを持つ同胞の存在や長期滞在者に対する在留資格の見直しが、2000年代の前後から始まったことが分かる。

韓国の出入国管理法において日本の「在留特別許可」に該当するのは「在留許可の特例」(第61条)である。出入国管理法の制定当時、関連条項は存在しなかったが、1966年1月に制定・

施行された出入国管理法施行令において「居住許可の特例」(第34条)としてはじめて新設された。当時の施行令で「居住許可の特例」の対象となるのは、(1) 永住の性格を持つ者<sup>(13)</sup>、(2) 過去に韓国の国籍を持った事実がある者、(3) そのほかに法務部長官が特別に認める者となっている。この「居住の特例」は、1967年3月に改正された入管法第44条において「法務部長官は…異議申請に理由なしと認められた場合においても、該当容疑者が韓国国籍を持った事実があるか、必要に応じて特別に認められた場合、その者の滞在を許可することができる」と改正され、上記の「永住の性格を持つ者」は削除されている。

2017年12月に施行された現在の出入国管理法の「在留許可の特例」では、退去強制の異議申し立ての決定において「異議申請の理由なしと認められる場合でも、容疑者が韓国国籍を持った事実があるか、そのほかに韓国に滞在する特別な事情があると認められた場合に在留を許可することができる」と規定している。2018年6月施行の入管法施行令(第76条)においては、その具体的対象として、(1)「永住」資格を持つ場合、(2) 韓国政府から勲章、又は表彰を受けた事実があるか、韓国に特別な貢献をした事実がある場合、(3) その他に国家の利益や人道主義に照らして滞在する特別な事情があると認める場合、となっている。日本の「法務大臣の裁決の特例」(第50条)、すなわち在留特別許可と比較すると<sup>(14)</sup>、韓国の場合、国家への貢献、国益に関連する条項が含まれている点が特徴的である。

### 2-2. 非正規滞在者の推移

韓国の出入国管理統計において「不法滞在」

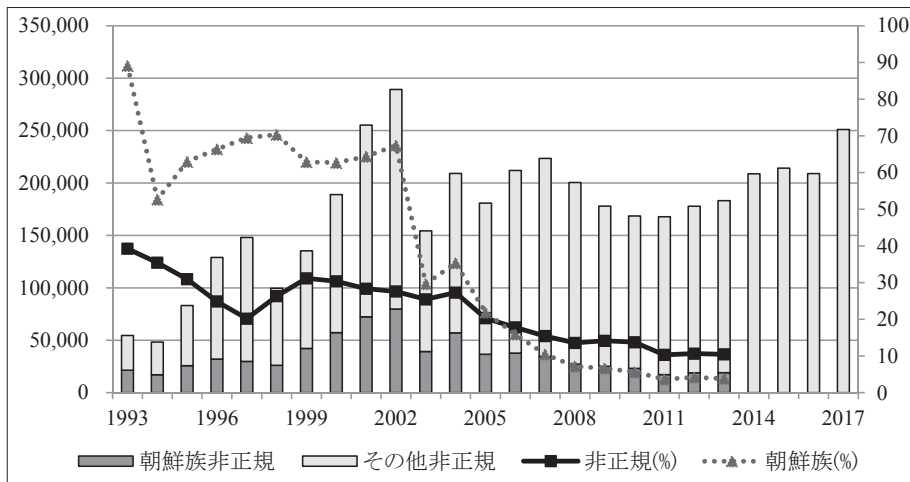
(11) 1963年以前の時期における出入国管理法に関しては、法務部『出入国管理40年史』2003年を参照。

(12) 難民の地位に関する議定書が1992年12月3日に発効し、難民の地位に関する条約も1993年3月3日から発効した。

(13) 当時の在留資格体制では「永住」資格は存在しなかった。ただし、台湾華僑は比較的長期滞在ができる「居住」資格を持っていた。

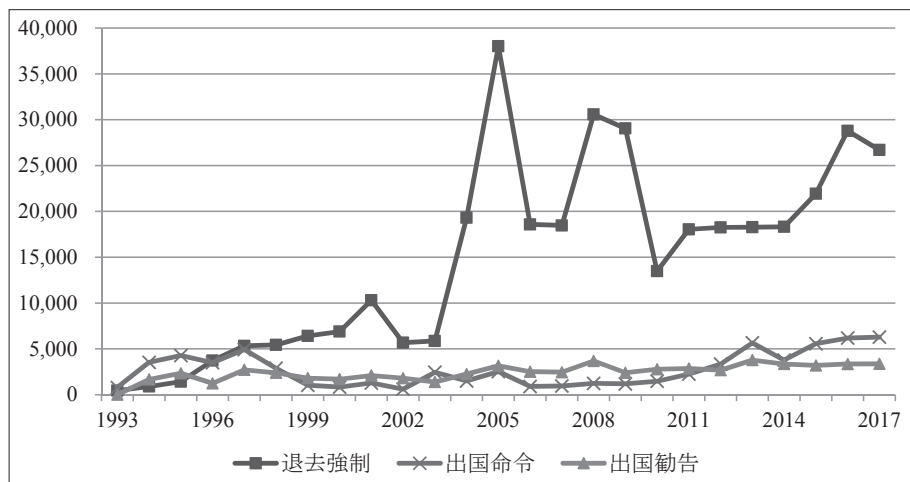
(14) 日本での対象となるのは、(1) 永住許可を受けているとき、(2) かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき、(3) 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき、(4) その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき、となっている。

【図1】非正規滞在者の推移（1993～2017）



注1：非正規（％）とは、非正規滞在者全体の中で朝鮮族が占める割合を示す。  
 注2：朝鮮族（％）とは、朝鮮族滞在者全体のうち、非正規滞在者が占める割合を示す。  
 注3：2014年から朝鮮族など国籍別非正規滞在者の統計は集計されてない。  
 注4：非正規滞在者は、2002年までは16歳～60歳、2003年からは全ての年齢となる。  
 出所：出入国管理統計年報を基に筆者作成

【図2】退去強制の推移（1993～2017）



出所：出入国管理統計年報を基に筆者作成

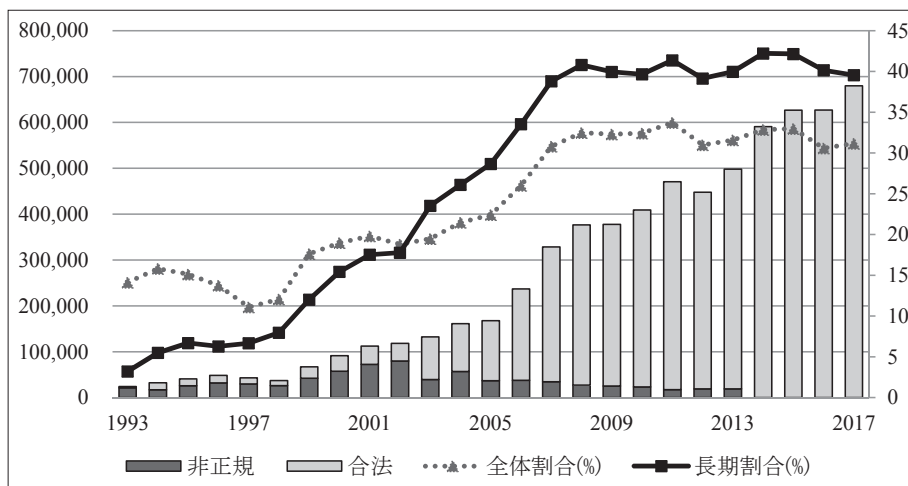
統計が公表されたのは1992年からである。この法務部による統計で「不法滞在」とされるのは、いわゆる「超過滞在者」であり、退去強制、出国命令などの場合は、「出入国事犯」として別途に集計されている<sup>(15)</sup>。

【図1】は、新しい在留資格体制となった1993年から2017年までの出入国管理統計をもとに非正規滞在者の推移を示している。ここで確認できる特徴は三つある。第一に、時期によって非正規滞在者数が大幅に増減していること、とり

(15) 前掲書『国際比較を通じた国内外国人不法滞留管理政策改善方案研究』52ページ



【図3】在韓朝鮮族の推移（1993～2017）



注：2014年以降はデータなし

出所：出入国管理統計年報を基に筆者作成

わけ1998年と2003年の減少が目立っていることである。第二に、非正規滞在者においてエスニックな紐帯を持つ中国朝鮮族（以下、朝鮮族）が多数を占めていることである。1993年の非正規滞在者に占める朝鮮族の割合は約4割であったが、2005年以降は年々減少しており、現在は1割程度となっている。第三に、朝鮮族の滞在者全体のなかで非正規滞在者が占める割合が、2002年まで6割～9割を占めていたことである。朝鮮族に対する受け入れ政策の変化によって非正規滞在者の割合は激減している。したがって、非正規滞在者、あるいは以下で検討する合法化において朝鮮族の存在は重要な位置付けとなっていることを念頭におく必要がある。

退去強制などの推移を示した【図2】からは、退去強制の変化と非正規滞在者の推移が一致しないことがわかる。例えば、退去強制が急増した時期は2005年（38,019人）であるが、非正規滞在者が激減したのは2003年である。他方で、2008年は「今後5年以内に不法滞在率を、国家が管理可能な水準である10%にすることを目標」にした「不法滞在者減少5カ年計画」を実施した時期である。非正規滞在者に対する取締強化

に伴い、2008年から2012年までの5年間の非正規滞在者の減少に一定の影響が確認できる。しかし、【図1】で見られる1998年と2003年の非正規滞在者の減少を含む変化は、取り締まりによる退去強制ではなく、合法化の影響であるといえる。

### 2-3. 朝鮮族の位置付け

合法化について論じる前に、朝鮮族について確認しておこう。朝鮮族とは中国東北地方に居住する朝鮮半島からの移住者とその子孫である。中国の東北地方を中心に約184万人（2010年中国センサス）が居住する朝鮮族は、55少数民族の一つであり、中国の少数民族政策によってエスニックな言語や文化が保持されている。朝鮮人の中国東北地方への移動は19世紀から始まり戦後まで継続したが、朝鮮戦争後の朝鮮半島の分断によって、移動は中断することになった。韓国への「帰還」ともいえる朝鮮族の移動は、1970年代後半から永住帰国や親族訪問による一時帰国という形ではじまり、1980年代後半から移住が本格化する<sup>(16)</sup>。

1993年に研修制度の導入によって、一部の朝

(16) 呉泰成「中国同胞から『朝鮮族』へ」『朝鮮族研究学会誌』3、2013年。

鮮族が研修生として流入したが、朝鮮族滞在者の2割程度に過ぎず、多数は親族訪問や商業などを通じて入国し、超過滞在する事例が多かった<sup>(17)</sup>。そうしたなかで、2002年に朝鮮族を中心とするエスニック移民に対し、就労を認める制度が制定されることによって、非正規滞在者の割合は減少した。【図3】で示したように、2017年現在、朝鮮族は在韓外国人全体の3割、長期滞在者の4割を超えている。

中国という地理的に接近した地域に存在する大量の潜在的労働力は、国内の労働市場に大きな影響を与えるおそれがあるため、朝鮮族の流入は厳しく制限されてきた。また、分断国家という特殊性ゆえ看過できない安全保障上の問題や、中国公民の韓国への移住・滞在が優遇されることへの中国側の懸念と外交的圧力<sup>(18)</sup>も、朝鮮族の流入が制限されてきた理由である。しかし、アジア経済危機以降に同胞優遇政策が本格化され、朝鮮族に関しても就労、滞在を含む規制が緩和されている。

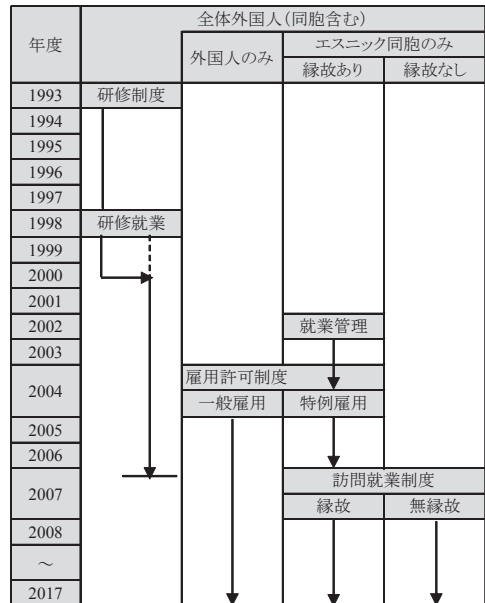
### 3. 韓国における合法化

#### 3-1. 非選別型集団的合法化

韓国で集団的合法化は、「自発的申告」、「合法化措置」などと呼ばれる。【表1】で示すように、その合法化の始まりは1992年であり、ほぼ毎年実施されている。以下では、集団的合法化を「非選別型」と「選別型」に分けて時系列的に検討する。

1980年代後半、とりわけ1988年のソウル・オリンピック以降から外国人労働者の増加が目立つようになるが、当時は正式な外国人労働者受け入れ制度はなかった。薛東勳は、「不法滞在

【図4】外国人労働者受け入れ制度



出所：筆者作成

者」に関心が高まったきっかけは、1992年3月に発生したパキスタン人労働者間の殺人事件だと指摘する<sup>(19)</sup>。当時の新聞で、「外国人犯罪—『ソウルの新しい恐怖』」<sup>(20)</sup>という見出しで報じられたほど、非正規滞在者問題は「外国人犯罪」として注目され、韓国社会において新たな社会問題として認識されていた。

この「不法滞在者」問題の現状や就労実態を把握すべく、政府による合法化措置が1992年6月3日にはじめて実施された。6月10日から7月31日までという届出期間を設け、この期間内に自発的に出国するように促し、滞在超過期間に応じて賦課される罰則金を免除した。届出を出した非正規滞在者は61,126人であり、そのなかで朝鮮族が22,035人(36%)と最も多かった<sup>(21)</sup>。

(17) 前出「中国同胞から『朝鮮族』へ」24-25 ページ

(18) Skrentny Jone D, Chan Stephanie, Fox Jon, Kim Denis, 2007, "Defining Nations in Asia and Europe: A Comparative Analysis of Ethnic Return Migration Policy", *International Migration Review*, 41(4): 793-825 ; 薛東勳「国内在中同胞労働者」『動向と展望』52、2002年 200-223 ページ

(19) 薛東勳「外国人労働者と韓国社会」ソウル大学校出版部、1999年、131 ページ

(20) 『東亜日報』1992.03.31

(21) 『東亜日報』1992.08.03

しかし、この合法化は、雇用者団体のロビー活動により、研修制度が本格化する1994年まで5回延長された。例えば、1992年7月に中小企業協同組合の京畿道支部と商工会は、政府に対して在留期間を2年間延長するように申し入れている<sup>(22)</sup>。政府は、中小企業の要請に応え、製造業と建設業に従事する約35,000人に出国猶予を与えた<sup>(23)</sup>。

研修制度が本格的に導入された1994年以降も、合法化は実施されている。その理由として、合法化による出国猶予が繰り返し延長されたことによる当事者からの期待の高まりと、研修制度による受け入れが労働力不足を補うには不十分であり、雇用者側も非正規滞在者に依存せざるを得ない状況があげられる。

【図4】で示すように、外国人労働者受け入れは2004年に導入された雇用許可制度と2007年の訪問就業制度によって一定程度体系化されたが、それは依然として外国人の定住化を防ぐための短期循環型の受け入れに過ぎないので、いずれ滞在・就労期間が満了する。具体的には、雇用許可制度の「一般雇用」は2009年から、そして「特例雇用」は2012年から滞在・就労期間の満了がはじまっている。そのため再び超過滞在が発生することを防ぐために、合法化が行われた。まず「一般雇用」の満了が始まる2009年末を控え、2009年3月に1ヵ月の届出期間を設け、自発的に出国を促すキャンペーンを実施した。それと同時に大規模な取り締まりを10月から行った。【図2】で示したような退去強制の増加にはこのような背景がある。他方で2010年にも、G20首脳会合（11月11～12日）を控え、5月から8月まで合法化を実施した。2010年3月に

非正規滞在者は178,163人と推定されたが、8月25日までに自発的に帰国したのは非正規滞在者の5%（8,958人）に過ぎなかった。

2012年1月から入国する外国人に対する「指紋と顔情報確認制度」が導入され、それによって過去の出入国データと異なる記録が残り、「身元不一致者」と判断され、再入国を拒否された者が同年8月までに3,039人にのぼった。国内滞業者の中にも「身元不一致者」が多数いると判断されたことから、法務部は合法滞業者に限定して届出期間（9月～11月）を設けた。その結果、11月末までに国内で2,868人もの届出があったが、ほとんどが朝鮮族であった<sup>(24)</sup>。

## 3-2. 選別型集团的合法化

### 3-2-1. 超過滞在期間による選別

届出と同時に出国を奨励する合法化は、2000年に入ってから「選別型」に変化する。まず、2002年3月12日付「不法滞在防止の総合対策」（関係長官会議）では、同年9月に釜山でアジア競技大会（9月29日～10月14日）が開催されるため、「不法滞在」となる外国人が増加すると予測されたことから、システムを整備し、非正規滞業者の管理を厳格化しようとした<sup>(25)</sup>。具体的には、2ヵ月の届出期間を設け、届出を行った非正規滞業者には、罰則金を免除し、2003年3月31日まで自発的に出国させるようにした。この合法化では265,858人（2002年3月現在）と推定される非正規滞業者のうち、92.3%に当たる255,978人（密入国者 10,476人含む）が届出を行った。国籍別にみると、中国が全体の59.1%に当たる151,313人（うち朝鮮族91,736人）と最も多く、次いでバングラデシュ6.7%

(22) 京畿道に位置する半月・始華の国家産業団地には、当時1,260もの企業があり、136,000人の労働者が必要とされていたが、実際の労働者はその75%に満たない状況であった（『東亜日報』1992.07.04）。

(23) 『ハンギョレ新聞』1992.12.15

(24) 中国の瀋陽などの在外公館での受付は2013年3月末まで行われ1,389人が届出を出した。2013年7月にも「身元不一致者」のうち、人道的配慮対象、国籍取得者などに対して届出期間を設けた。

(25) 2002年の「不法滞在防止総合対策」の主な内容は、次の5つである。(1)自発的出国誘導：2003年3月まで最長1年間の出国猶予、(2)管理強化：入国規制を1年から5年に延長、(3)「不法滞在」予防：朝鮮族の親族訪問者に対する年齢規制を緩和し、従来の50歳以上から40歳以上へと変更。「不法滞業者」が多い出身国に対し、ビザ、出入国審査の強化、(4)取締強化：取締の要員、施設の拡充、(5)斡旋、就労に対する罰則強化。

【表 1】韓国における合法化（1992～2017）

公示日		届出期間	出国猶予	対象・届出
1992	06.03 07.22 12.14	06.10～07.31	①期間内 →②1992.12.31 →③1993.06.30	届出：61,126人 対象：35,000人 対象：13,000～15,000人
(1993)	05.31 11.24		→④1993.12.15 →⑤1994.05.31	対象：？ 対象：13,439人
1995	09.25	10.01-10.31	期間内	対象：約7万人（8月現在）
1996	07.30	08.01-09.30	期間内	対象：約10万人（6月現在）
1997	12.27	12.27-98.03.31	①期間内	
(1998)	04.14 04.29		→②1998.04.30 →③1998.07.31	帰国：11,000人（1月） 帰国：46,569人（3月）
1999		05.01-05.31		
		12.01-00.04.30	①期間内	
(2000)			→②06.30	届出：約10,000人
2001		06.11-07.31		
2002	03.12	03.25-05.25	①2003.03.31	不法滞在防止総合対策 申告：255,978人
	11.22	03.01.13-02.22	2004.03.31	外国人労働者制度改善補完対策 3年未満：104,000人
2003	03.25 03.28	申告なし	→②2003.08.31	対象：156,900人
	08.16	09.01～10.31	(1)～3年 (2)3～4年 (3)5年～①～11.15	～3年：144,091人 ⇒2005.08 満了 3～4年：40,108人
(2004)	01.20		→②2004.01.15 →③2004.02.28	
2005	01.03	01.05-02.10	期間内	スマトラ島沖地震関連
	03.15	03.21-08.31	期間内	同胞の自発的帰国支援プログラム 対象：106,000人
	10.19	10.20-11.19	期間内	パキスタン地震関連
2006	04.17	04.24-08.31	期間内	同胞の自発的帰国支援プログラム 対象：30,000人
	05.30	05.31-06.30	期間内	ジャワ島中部地震関連
2007	03.05	？		「訪問就業」資格に変更 対象4,500人
2008	05.15	05.16-06.15	期間内	四川大地震関連
2009	08.24	09.01-09.30	期間内	
2010	05.03 08.31	05.06-08.31	①期間内 →②10.31	出国：8,958人（08.25）
2012	09.11	09.17-11.30		身元不一致者 申告：2,868人（国内）
2013	07.18	07.22-12.31		身元不一致者
2016	03.27 09.20	04.01-09.30	①期間内 →②12.31	出国：44,000人
2017	03.02	03.02-03.19	期間内	済州道に居住する超過滞在3年未満の非正規滞在者 出国：891人
	07.01	07.10-10.10	期間内	

出所：筆者作成



【表2】2003年8月の合法化

区分	詳細	届出
合法化 (227,000人)	(1) 3年未満非正規滞在者 (162,000人) →5年まで滞在・就労可能	144,091人
	(2) 3年から4年の非正規滞在者 (65,000人) →3ヵ月以内に一旦出国し、再入国することで、総滞在期間が5年になるまで滞在・就労可能	40,108人
対象外 (90,000人)	(1) 4年以上の非正規滞在者 (2) 2003年3月31日以降の非正規滞在者 (3) 密入国者、偽装パスポートで入国した者等 →2003年11月15日までに自主帰国	

出所：韓国法務部の報道資料（2003.08.18）をもとに筆者作成

(17,087人)、フィリピン6.3%（16,078人）の順となっている<sup>(26)</sup>。

この2002年3月の合法化措置によって非正規滞在者は翌年3月まで出国が猶予されたが、2002年7月に「外国人力制度改善方案」、11月には「外国人力制度改善補完対策」が次々と出され、猶予期間は再び延長された。まず「外国人力制度改善方案」の主な内容は、(1) 研修生の定員を年間割当（クオータ）ではなく、失踪者を含め上限145,500人として管理、(2) サービス業に限り、朝鮮族などの同胞を対象とした「就業管理制度」の導入、(3) 合法化により2003年3月まで猶予された者に対する出国の奨励、管理の厳格化である。次に、11月の補完対策では7月の方案の(3)に対して実効性の問題が残されたため、より具体的な方案が出された。すなわち、新たに届出期間を設け、滞在期間が3年未満の非正規滞在者に限って2004年3月まで出国を猶予することと、取締の強化、外国人収容施設の拡充、雇用者に対する処罰の強化である。この措置によって3月の合法化の対象となった非正規滞在者のうち、滞在期間が3年未満のおよそ107,000人が再び2004年3月まで出国猶予となった。しかし、4年以上滞在している非正規滞業者およそ15万人に関しては、その対象としなかった。

2002年度に二度にわたって合法化が行われたが、さらに2002年12月19日の大統領選挙で与

党の両候補が雇用許可制度の導入を公約として掲げていたことで、帰国しなければならない、あるいは帰国を予定していた非正規滞業者の中で、新たに合法化が実施されるのではないかという期待が膨らんだ。結局、2003年8月に成立した「外国人労働者の雇用などに関する法律」（雇用許可法）の附則第2条「不法滞在外国人労働者に対する特例」によって、再び大規模な合法化が行われた。この2003年8月の合法化は、超過滞在期間によってその対象を選別し、当時の全体非正規滞業者の71.6%（227,000人）が該当する4年未満の非正規滞業者が対象になった。【表2】で示すように、実際に届出があったのは184,199人であり、国籍別では、中国102,668人（うち、朝鮮族72,001人）がもっとも多く、残りタイ（14,906人）、フィリピン（10,338人）、インドネシア（9,860人）などの順になっている。他方で、滞在期間が4年以上の非正規滞業者は11月15日までに出国対象となり、11月20日から政府による大規模な摘発、取り締まりが予告された。外国人支援団体と外国人当事者団体は、すべての非正規滞業者の合法化を主張し、取り締まり、強制退去に反対する集会、座り込み、ハンストなどを行った<sup>(27)</sup>。

### 3-2-2. 出身地による選別

2005年以降に、地震や津波など自然災害を被った地域出身の外国人に対する合法化が行われ

(26) 前掲書『出入国管理 40 年史』477 ページ

(27) 前掲書『国内不法滞留外国人の適正規模推定』96～97 ページ

た。この外国人の出身地による選別的合法化は、2004年12月のスマトラ島沖地震、2005年10月のパキスタン地震、2006年5月のジャワ島中部地震、2008年5月の四川大地震の際に実施された。それぞれの地域の非正規滞在者に対しては、出国する際に超過滞在期間に応じて発生する罰則金を免除し、再入国規制期間も短縮することで、帰国を促した。

他方で、2005年3月には、はじめてエスニック移民を対象にした合法化が行われた。在外同胞のなかで、朝鮮族と独立国家共同体（CIS）同胞に限定した「同胞の自発的帰国支援プログラム」である。これは、2003年8月の合法化によって出国猶予された在外同胞が再び非正規滞在者となるのを防ぐために、申告期間内に自発的に帰国した場合、6ヶ月が経過した後に雇用許可制度（「雇用特例」）により優先的に就労することを保障する条件で実施された。ただし、密入国、偽装パスポートなどで入国した者は、対象から排除された。帰国のインセンティブとして、罰則金を免除し、通常5年という再入国規制期間を1年に短縮した。この合法化は約106,000人を対象としたが、実際に帰国したのは、その半数に当たる58,010人とされる<sup>(28)</sup>。この「同胞の自発的帰国支援プログラム」は、2006年4月にも実施された。今度は、前年のプログラムでは対象から外された密入国、偽装パスポート、刑事犯なども対象にした。これは2006年7月を目処に導入される予定であった「訪問就業制度」（実際は2007年3月から導入）の円滑な運用のために実施されたものである。

### 3-2-3. 就学年齢の非正規滞在者の子ども

これまで就労に関連する非正規滞在者の合法化が見られたが、非正規滞在者の子どもに関連

して一時的な合法化も行われた。非正規滞在者の子どもの教育は、2000年代半ばから社会的な関心が高まり、ある出来事をきっかけに支援、立法化が推進された。

2006年4月に、小学校1年生の子どもをもつ非正規滞在者の母親が、入管に摘発された。これに対し、外国人支援団体などが抗議した結果、「就学中の不法滞在の子どもに関する一時救済」という形で、子どもとその親に一時滞在が許可された。具体的には、15歳以下の子どもがいる場合、その両親と子どもの滞在一時的に認められ、その間子どもが学校に通うことができるようになった。滞在期間は2006年8月から2008年2月28日までのおよそ1年半に限られ、約1万人とされる非正規滞在者の子どものうち、約100人がこの措置を受けたとされる<sup>(29)</sup>。

ホンヒョンミラらによると、2013年2月の法務部統計では、超過滞在によって非正規滞在となった19歳未満の児童はおよそ6千人であり、集計されていない数を合わせる1～2万人と推定される<sup>(30)</sup>。韓国は1991年に国連の子どもの権利条約を批准しているが、非正規滞在者の子どもの基本権を保障する国内法が制定されていない。教育権に関しては、2010年に初・中等教育法施行令が改正され、非正規滞在者の子どもにも義務教育を受ける道が開かれたが、教育基本法が依然として義務教育の対象を「国民」に限定し、施行令においても明示的な規定がないために、学校長の裁量になっている。2014年に「移住児童権利保障法案」が発議されたが、廃案になっている<sup>(31)</sup>。

### 3-3. 個別的合法化

第二節ですでに論じたように、法務部長官が非正規滞在者の滞在を特別に認める「在留許可

(28) 報道によると、期間内に帰国した者は、朝鮮族 57,563 人、CIS 同胞は 447 人とされる。総数のうち非正規滞在者は 29,617 人 (51%) であった（『連合ニュース』2005.09.05）。

(29) 前掲書『国際比較を通じた国内外人不法滞留管理政策改善案研究』89 ページ。児童 97 人、親 116 人の一時救済が付与された。児童には「一般研修」(D-4)、親には「その他」(G-1) 資格が付与され、就労をしながら養育をしようとする者に関しては申請後に「特定活動」(E-7) で資格外活動を許可した。

(30) ホンヒョンミラほか『児童権利観点から見た未登録移住児童の保育現況及び政策研究』アルンダウン財団、2016 年、4 ページ。

(31) 同上『児童権利観点から見た未登録移住児童の保育現況及び政策研究』33-36 ページ

の特例」は、1967年3月に改正された入管法においてその条項が設けられ、現在に至っている。かつて韓国国籍を持った事実があるか、あるいは特別な事情がある場合、在留が認められる。特別な事情がある場合の対象は、(1)「永住」資格を持つ場合、(2) 韓国政府から勲章、又は表彰を受けた事実があるか、韓国に特別な貢献をした事実がある場合、(3) そのほかに国家の利益や人道主義に照らして滞在する特別な事情があると認める場合の3つである。しかし、出入国管理統計において「在留許可の特例」に関する推計は確認できない。

上記の3つの対象のなかで (1)「永住」資格を持つ場合の多くは、在韓台湾華僑に該当する。華僑は19世紀から朝鮮半島に移住した者であり、いわゆるオールドカマーである。戦後の時期には経済活動や滞在期間などの面で外国人に対するさまざまな制約があり、また1970年代にはアメリカ、オーストラリア、台湾、日本などへの移住の増加などによって、華僑人口は1972年の約33,000人をピークに減少している<sup>(32)</sup>。また独裁政権期における外国人の政治活動禁止などの制限があった。超過滞在などで退去強制の対象となった華僑が、その後「在留許可の特例」によって特別に滞在が認められたケースは存在すると思われるが、統計などで把握できない。唯一残っているのは、華僑に対する政治活動禁止に関連する退去強制処分が裁判を通じて取り消された事例の記録である<sup>(33)</sup>。

1945年生まれの孫承億氏は、中国人の父と韓国人の母の間に生まれ、韓国人の配偶者がいたが、1970年2月11日に反共法違反の容疑で拘束され、1970年5月の地裁で懲役1年6ヵ月、執行猶予3年が言い渡された。彼は控訴したが、棄却されて刑が確定した。ソウル出入国管理事務所長は、彼が入管法第12条第3号に違反したと見なし、第31条（強制退去）第3号に該当すると判断し、收容した。その後の違反調査などを

通じて入管法違反は明らかであるとして、退去強制命令を下し、外務部に送還できるよう中華民国政府と交渉することを要請した。彼は退去強制命令に対する異議申し立てを二度行ったが棄却された。さらにソウル高裁に退去強制命令取消請求及び行政処分効力停止仮処分申請を行ったが、翌年5月に台湾に退去強制された。

しかし、1971年11月9日、ソウル高裁は、「…反共法違反で有罪判決を受け、出入国管理法に規定された強制退去の事由に該当しても、同法の規定は強制規定ではないので、軽い反共法違反を理由として生計を営んだわが国から強制的に追い出すことは不当であり、裁量の範囲を超えた違法の処分」であると指摘し、原告の勝訴判決を下し、退去強制命令を取り消した。ソウル出入国管理事務所長は最高裁に上告したが、1972年3月28日に最高裁は上告を棄却し、原審判決を確定した。最高裁は「たとえ反共法の違反で懲役1年6ヵ月、執行猶予3年の判決を受けたとしても、強制退去を命じたのは、明らかに過酷で不当であり、裁量の範囲を超えた違反処分である」とした。この訴訟は、出入国管理行政においてはじめて提起された行政訴訟とされる。

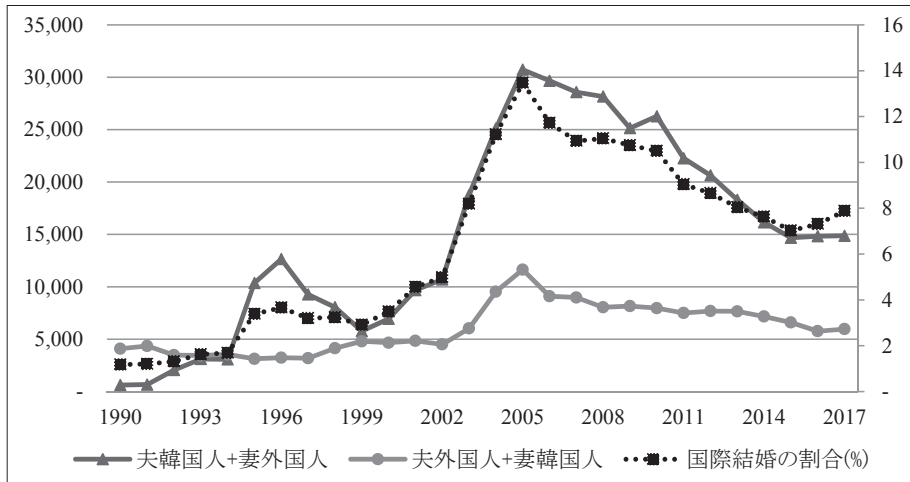
他方で、(2)に該当する事例としてはじめて特例が認められたのは2007年である。2007年3月17日、ソウルの工事現場で火災が起き、働いていたモンゴル人の非正規滞在者4人が火災から11人を助けたことが話題となった。彼らに2007年4月に在留特別許可が与えられ、3年間の滞在が認められた<sup>(34)</sup>。この出来事の後、類似したケースが起こった。スリランカ人の非正規滞在者のニマル氏は、2017年2月に住宅の火災現場で90歳の女性を助けた。その後、保健福祉部により「義傷者」として認められたものの、超過滞在による罰則金、治療費などの費用をかかえていることが、メディアで報じられた。その後、支援団体、弁護士らの助けを得て、超過

(32) 前掲論文「在外同胞主導の外国人政策」59ページ

(33) 前掲書『出入国管理40年史』106～109ページ；王恩美『東アジア現代史のなかの韓国華僑』三元社、2008年、321～323ページ

(34) 前掲論文「韓国における非正規滞在者と『合法化』をめぐる現状」220ページ

【図5】国際結婚件数の推移



出所：統計庁「婚姻・離婚統計」各年度をもとに筆者作成

【表3】外国人配偶者の法的地位

時期	関連法律・施行令	在留資格	就労
1997年以前		女性：結婚と同時に国籍付与 男性：「訪問同居」(F-1)	女性のみ
1997年12月	国籍法改正(98.06.14施行)	「訪問同居」(F-1)資格付与	×
2002年4月	出入国管理法施行令改正	「居住」(F-2)資格付与	○
2005年7月	出入国管理法施行令改正	「永住」(F-5)選択可能	○
2011年11月	出入国管理法施行令改正	「結婚移民」(F-6)資格新設	○

出所：呉(2016:60)

滞在に伴う罰金を免除され、治療のために在留資格が得られたが、彼の事例は在留特別許可と見なされていない。

## 4. 脆弱な法的地位者

### 4-1. 外国人配偶者の推移

韓国では2000年代半ばから仲介者を介した国際結婚が増加しており、それは一時的に全体婚姻件数の13.5%(2005年)に達した。【図5】で示すように現在においても全婚姻件数の7%を占める<sup>(35)</sup>。

外国人配偶者に関連して確認する必要があるのは、国籍と在留資格の関連である。1997年の

国籍法改正以前には、外国人のジェンダーの差異によって処遇が異なっていた。【表3】が示すように、外国人男性には就労可能な在留資格が与えられていなかったが、外国人女性の場合、結婚と同時に国籍が付与された。国籍法改正後には、在留資格が統一され、2000年以降に就労が認められるようになっている。韓国人と結婚した外国人配偶者のなかで、脆弱な法的地位に置かれているのは、(1)結婚後に「偽装結婚」と判断された配偶者、(2)非正規滞在者の配偶者である。以下では、それぞれの処遇と合法化について具体的に検討する。

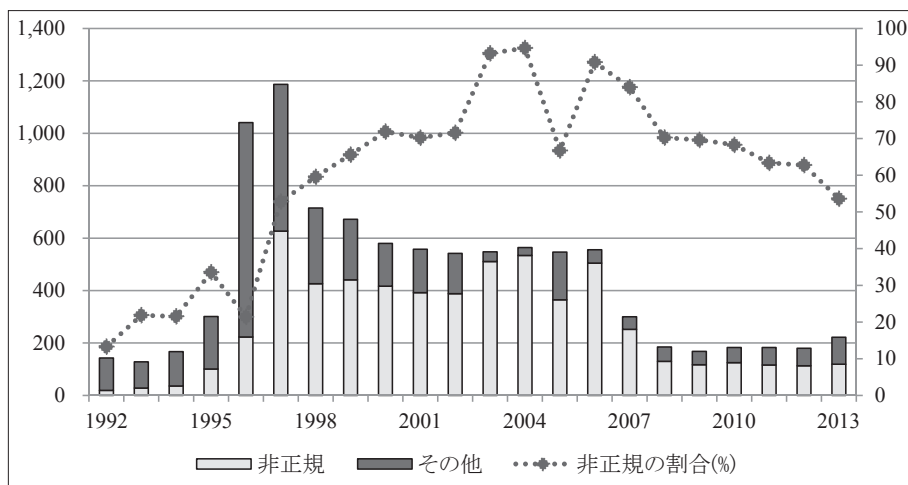
### 4-2. 「偽装結婚」と見なされた外国人配偶者

まず、韓国人と結婚した後に、その結婚が

(35) 前掲論文「在外同胞主導の外国人政策」60ページ



【図6】全無国籍滞在者と非正規滞在の無国籍者



注：2014年からは無国籍者の集計は行われていない。

出所：チェ・ソリラ（2014：95）と出入国管理統計を基に筆者作成

「偽装結婚」と判断される場合である。事例の多くは、1997年以前に結婚し、韓国国籍を取得した外国人女性のケースである。ほとんどのケースで韓国国籍が剥奪され、無国籍状態となっている<sup>(36)</sup>。入管法第23条では、「韓国に滞在中、韓国国籍を喪失するか、離脱するなど、その他の事由で…在留資格を持たないまま滞在することになる外国人はその事由が発生した日から30日以内に大統領令で定めるところによって在留資格を取得しなければならない」としている。この条項が新設されたのは1992年であるが、「偽装結婚」などで無国籍になった外国人配偶者に在留資格が付与されたのは、2011年になってからである。2011年以前は取締りの対象とされ、外国人収容所に収容された後に、保証金を払って仮放免となるケースが多く、滞在期間を延長するために、3ヶ月毎に入管へ出頭する必要があった<sup>(37)</sup>。

【図6】で示すように、無国籍者全体のなかで

非正規滞在者が占める割合は年々増加し、一時的に9割となったが、2011年に60%程度となった。これには在留資格付与が一定の影響を及ぼしていると考えられる。

#### 4-3. 非正規滞在者の外国人配偶者

次に、韓国人と結婚した非正規滞在者のケースであるが、滞在、就労がきびしく制限されていたのは外国人男性である。外国人男性の場合は、韓国人女性と結婚しても基本的に強制退去の対象になり、再入国も困難であった。1998～1999年前後からは一定の条件を満たせば、再入国が可能になるが、それでも滞在は3～6ヶ月という短期滞在に過ぎず、在留期間の延長さえ困難であった<sup>(38)</sup>。また、在留資格を得るためには罰則金を負担しなければならず、それが払えないために非正規滞在の状態で生活することを選択したケースも多かった<sup>(39)</sup>。

このような背景から非正規滞在者と結婚した

(36) 鄭印燮『無国籍者管理及び滞留秩序確立のための制度研究』法務部、2009年

(37) 前掲書『国際比較を通じた国内外外国人不法滞留管理政策改善方案研究』94ページ。チョ・ソリラの調査によれば、多くが「訪問同居」(F-1)資格を持つか、あるいは非正規滞在者の状態であるという。「訪問同居」資格の場合、1年毎に在留期間を更新する必要がある。

(38) 外国人労働者対策協議会『外国人移住労働者人権白書』タサングルバン、2001年、67ページ。

(39) チョン・ヘシル『パキスタン移住労働者と結婚した韓国女性の主体性に関する研究』誠信女子大学大学院女性学科修士論文、2007年、40-41ページ

韓国人女性がネットワークを形成し、コミュニティを作る動きが見られ、夫や子どものシティズンシップを獲得するために声をあげた。「地球村サラン分かち合い」(지구촌사랑 나눔터)での韓国人女性は、非正規滞在者であったパキスタン人の夫が1995年に出身国に送還されて、一人で子どもを出産する状況となり、このままでは未来がないと思い、国籍法の違憲訴訟を起こした。これは国際結婚の女性が子どもの問題に関連して訴訟を起こした最初のケースとされる。また安養移住労働者の家で結成された「ネコ集い」(네코모임)は、夫の居住権と労働権、子どものシティズンシップのために運動を行った。女性たちが法務部長官に嘆願書を送り、国会議員に支援を要請した。さらに、メディアを通じて自分たちの声を積極的に発した<sup>(40)</sup>。その後、滞在期間や延長に関する規制が緩和され、2004年頃になってようやく婚姻を証明する書類や実態調査を踏まえて、滞在が許可されるようになった<sup>(41)</sup>。

このように、外国人配偶者の場合、出入国管理法の「在留許可の特例」という枠組みではなく、「偽装結婚」と判断された配偶者は一時滞るか、仮放免によって、また非正規滞在者の外国人男性は、韓国人女性配偶者による運動によって在留資格が付与されるようになった。ここには人権、定住性、家族関係さえも考慮されたとは言えず、生存権や居住権が制限され、ジェンダーによる差別さえも内包されている。

## 5. 韓国における合法化の効果と論理

### 5-1. 合法化の効果

合法化の規模や主な対象からみると、韓国では非選別型集団の合法化が主流である。2005年からは自然災害を被った地域出身の非正規滞在

者が対象になったり、エスニック移民として朝鮮族を限定した「同胞の自発的帰国支援プログラム」も実施されたりしているが、その規模はきわめて限定的である。

本稿では、合法化の効果として(1) 出国猶予を含む更新不可能な一時滞在の在留資格の付与、(2) 更新可能な一時滞在の在留資格の付与、(3) 長期滞在可能な在留資格の付与の三つに区分してみた。上記で検討した合法化の類型に沿ってその効果を整理してみよう。

まず、非選別型集団の合法化では、長期滞在可能な在留資格を付与したことはなく、2002年3月の合法化を除いて、すべてが「出国猶予の一時滞在の合法化」に過ぎない。次に、超過滞在期間や出身地域、非正規滞在者の子どもを対象にした選別型集団の合法化は、滞在できる期間そのものは非選別型集団の合法化に比べて1年～3年とやや長期になっているものの、いずれ帰国することを前提としている。もっとも大規模に行われた2003年8月の合法化においても、最大滞在期間を「5年以下」と限定している。

最後に、個別の合法化では、三つの事例を検討した。まず孫承億氏の事例は、裁判後の記録がないために判断できない。火災現場で韓国人を救った事例は、1年の「特定活動」在留資格が付与され、2年間更新できたとされるが、その後は不明である。外国人配偶者の場合、在留許可の特例ではなく、一時滞るか、仮放免、或いは運動によって法的地位の改善があったに過ぎない。

総じていえば、在留資格の更新や切り替えなどを通じて「定住・長期滞在させないこと」が大きな前提となっている<sup>(42)</sup>。この点は李漣珍が指摘したように「出国を念頭において一時的な出国期限延長」に過ぎないが<sup>(43)</sup>、【表4】で示すように、対象によってはやや異なる対応が

(40) 同上、41-43 ページ。名称から分かるように、「ネコ集い」とは「ネパール人とコリアン」の頭文字を取ったものである

(41) 前掲論文「韓国における非正規滞在者と『合法化』をめぐる現状」219 ページ

(42) 本稿では、詳細に論じないが、退去強制されることなく、国籍まで取得し、定住できたのは朝鮮族「一世」(1949年10月1日以前に生まれた世代)だけである。2003年度に行われた朝鮮族の国籍回復については、呉泰成「エスニック移民の『国民』への再編入プロセス」『Sociology Today』20、2012年を参照されたい。

(43) 前掲論文「韓国における非正規滞在者と『合法化』をめぐる現状」226 ページ

【表 4】 類型別合法化の効果

合法化の効果		集团的	選別的	個別的	
				貢献	配偶者
一時滞在	更新不可	○	○	×	○
	更新可能	×	×	○	○
長期滞在		×	×	×	○ ↓

出所：筆者作成

【表 5】 類型別合法化の論理

	非選別型 集团的	選別型 集团的	個別的	
			貢献	配偶者
(1) 新法の制定	○	○	×	×
(2) 支援団体とロビング活動	○	○	○	○
(3) 人口圧力を含む労働市場	○	○	×	×
(4) 人権・人道	×	△	△	△
(5) 家族・出生地主義	×	×	×	△
(6) ディアスポラの存在	○	○	×	×

出所：筆者作成

みられることが確認できる。

欧米諸国や日本での合法化は、居住国とのつながりなどのホスト社会の定住化を考慮される側面が強いが、韓国の場合は、逆に在留期間が短い外国人を優先する特徴があり、最長でも5年以下を前提にしている。チェソリらが指摘するように、それは「永住」資格要件と関連していると思われる<sup>(44)</sup>。5年以上国内に滞在する外国人の場合、「永住」資格を申請できる要件となるからである。しかしながら、退去強制対象になっている非正規滞在者が5年以上滞在したとしても、「永住」資格を申請することは不可能である。この点からは、「永住」資格を申請する僅かな可能性さえも遮断しようとする意図が看取できる。

## 5-2. 合法化の論理

他方で、合法化の論理として (1) 新法の制定、(2) 支援団体とロビング活動、その他として、(3) 人口圧力を含む労働市場、(4) 人権・

人道、(5) 家族・出生地主義、(6) 植民地によるディアスポラの存在をとりあげたが、これまで検討した合法化は、どのような論理によって行われていたのだろうか。

まず非選別型集团的合法化は、1992年から2003年まで実施され、主に非正規滞在者の実態を把握し、その数を減少させる目的で行われた。時系列的検討においても届出と共に出国することを前提とする合法化は、雇用者団体のロビング、あるいは支援団体の運動によって度々延長されたに過ぎない。

他方で、選別型集团的合法化は、2003年以降に目立つようになった。2003年8月に実施された大規模な合法化は、雇用許可制法や翌年から実施される雇用許可制度という新たな制度の導入を背景に実施された。また2005～2006年の「同胞の自発的帰国支援プログラム」、2007年の合法化は、エスニック移民を対象とする訪問就業制度の導入を背景に実施されている。新法の制定のほかに、指摘できるのは二つの論理であ

(44) 前掲書『国際比較を通じた国内外国人不法滞留管理政策改善方案研究』84 ページ

る。一つは、非正規滞在者数の減少をはかると同時に、定住・長期滞在を認めないことである。超過滞在期間による選別は、在留期間5年以下という限定付きで行われ、また自然災害と関連する合法化も、表面的には人道的な面を配慮して実施されたようにみえても、結局非正規滞在者数を減らしただけである。もう一つは、エスニック移民に関する合法化であるが、エスニックな紐帯を考慮した対応が2005年以降に目立っており、2012年と2013年の「身元不一致」に関連する合法化にもつながっている。エスニック移民、とりわけ朝鮮族は、【図1】で示すように非正規滞在者のなかで多数を占める。

個別的合法化に当たる「在留許可の特例」は、韓国の場合、統計上で可視化されないほどの非常にまれなケースである。唯一の事例が特別な貢献によって滞在が認められたことであり、ここでも「定住性」はあまり重要な要件とはされず、韓国国家に対する貢献を基準にした恩恵的な性格を持つ。したがって、長期滞在している非正規滞在者やその子どもの対応は、一時的な出国猶予に過ぎない。家族関係に強く影響される外国人配偶者さえも、同様の傾向がみられる。すなわち、家族形成やその定住性よりも、ジェンダーによる差別である。「偽装結婚」と見なされ、家族関係が破綻すると、無国籍の仮放免状態となる。また非正規滞在者の場合は、韓国人配偶者の嘆願書、運動などによって在留資格が得られたに過ぎない。「在留許可の特例」という制度があってもほとんど機能せず、国家への貢献や国益をもとに恣意的に在留を認める傾向が強いことが読み取れる。時期的に2000年代以降に選別型が目立つようになっても、このような傾向に大きな変化は見受けられない。

出国猶予を含む一時滞在しか認めないことには、上記のなかで(3)の人口圧力を含む労働市場への影響、(6)ディアスポラの存在、すなわち、エスニック移民である朝鮮族の存在とその人口圧力が強く影響していると考えられる。受け入れ制度が体系化される以前には、非正規滞在者の合法化は、朝鮮族の合法化に関連しており、それが多くの朝鮮族の流入、定住化をも

たらずと懸念されていたと考えられる。その考え方が、現在においても一時滞在や出国猶予に過ぎない合法化につながっている。

## おわりに

本稿では、韓国で見られる合法化を三つの形態に分けて、それぞれの対応を時系列的に検討し、その特徴を解明した。韓国における合法化は、非選別型集団的合法化が主流であり、「在留許可の特例」のような人道及び人権理論による合法化はほとんど機能していない。

しかも、合法化の効果は「出国猶予を含む更新不可能な一時滞在の在留資格の付与」が主流であり、在留資格更新・切り替えによる長期滞在が可能な在留資格付与は制限されている。その特徴は端的に言って、「定住制限型の合法化」といえる。定住を制限しようとする背景には、非正規滞在者の多数を占める朝鮮族の存在がある。文化・言語的な類似性を持つエスニック移民である朝鮮族の流入は、労働市場への影響から懸念されており、それが合法化措置全体にも影響しているともいえる。ただし、朝鮮族への対応は、2007年の訪問就業制度導入以降に大きく変化しているので、今後の合法化のあり方も変化していく可能性はあると考えられる。

それには、外国人配偶者の増加に伴う統合政策への方向転換、難民申請者の流入増加、人道及び人権意識の向上という背景がある。したがって今後「在留許可の特例」に対する対応も改善されていくと考えられる。この合法化は、もっとも法的地位が脆弱な外国人に対する国家の対応の一つであるので、今後も注意深くその動きについて検討する必要がある。